

指定避難所に受入れ可能な動物

🐾 人に危害を与えない比較的小型のペットです。
犬、猫、うさぎ、モルモット、ハムスター、小鳥等



🐾 身体障害者の補助犬である盲導犬、聴導犬、介助犬は同伴が認められます。「身体障害者補助犬法」により公共施設での同伴が認められています。ただし、他避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、別途配慮が必要です。



指定避難所に受入れできない動物

🐾 大型の動物(犬*を含む)、小型でも危険な動物や特別な管理が必要となる動物(ワニガメ、ニシキヘビ等の特定動物)等は受入れできません。

※指定避難所に同行避難できない大型犬のみ、一時的にあかし動物センターにて、避難場所の提供があります。
ただし、収容には条件と受入頭数に限りがあります。



ペット用の避難用品の準備

- ☐ ケージ・クレート 
- ☐ 療法食、薬 
- ☐ ペットフード、水
(最低5日分、できれば7日以上) 
- ☐ 予備の首輪、リード(伸縮しないもの)
- ☐ 食器 
- ☐ 飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
- ☐ ペットの写真
(スマートフォンなどに画像を保存しておく)
- ☐ ワクチン接種状況、既往歴、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報
- ☐ トイレ用品
(ペットシート、トイレ砂、排泄物の処理用具等)
- ☐ タオル・ブラシ
- ☐ おもちゃ
- ☐ 洗濯ネット(猫の場合) 

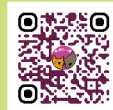
お問い合わせ

あかし動物センター

住所: 明石市大久保町大窪2747番地の1
TEL: 078-918-5797



公式サイト



Instagram



人とペットのための 防災ガイド



明石市

飼い主が日頃から行っておくこと

ペット所有者の明示

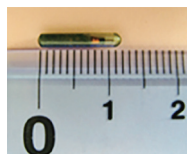
首輪・迷子札(飼い主の名前・連絡先等を記載)
スマートフォンにペットの写真を保存

鑑札・注射済票※1(犬)



狂犬病予防注射済票
平成30年度
第09889号
兵庫県 明石市

マイクロチップ※2



※1 狂犬病予防法により鑑札及び注射済票を飼い犬に装着する義務があります。

※2 マイクロチップとは、専用注入器で皮膚の下に埋め込み、専用リーダーで個体識別番号を読み取ることで、飼い主情報を確認できます。



ペットの健康管理

各種ワクチン接種※

※犬は、年1回の狂犬病予防注射の接種が義務

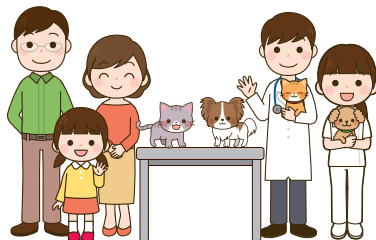
ノミ・マダニ等の外部寄生虫駆除



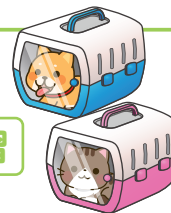
去勢・不妊手術の実施

不必要な繁殖を防止

性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果



ケージやクレートに入る練習



ペットの基本的なしつけ・社会性

「まて」「おすわり」等の基本的な号令に従うようにしましょう

他の人や動物に慣らしておきましょう

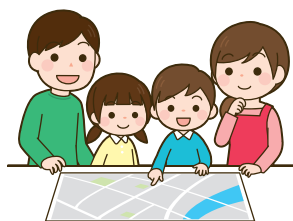
むやみに鳴かないようにしましょう

トイレが上手にいくようにしましょう

様々な音や物に慣らしておきましょう

指定避難所や避難ルート等の確認

市内の市立小・中学校が指定避難所です。近くの指定避難所までのルートを確認しておきましょう。

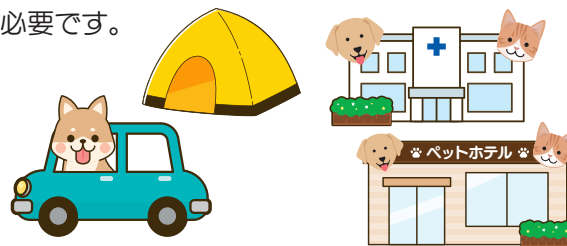


【避難所一覧】



ペットの一時預け先の確保

避難所、車やテントの中での飼育等の他、親戚、友人、ペットホテル等の一時預け先を確保しておくことも必要です。



災害発生時の行動

飼い主の安全確保・状況確認

飼い主及び家族の安全を確保し、その後にペットの安全を確保してください。

避難の判断

飼い主の安全が確保できる範囲において、ペットを連れて避難所等の安全な場所へ避難しましょう。



指定避難所への避難

避難所でのルールを守りましょう

ペットに迷子札や鑑札などが着いた首輪を装着しましょう

ペットの大きさに合わせたケージやクレートに入れましょう

ペット用の避難用品を持ちましょう



「飼い主の会」の立ち上げ及び参加

避難所におけるペットの飼育は、飼い主の責任です。ペット飼育のルール化や飼育スペースの設営等飼い主全員が協力してペットの飼育管理を行います。

飼い主個人は、餌やり・掃除・散歩等の飼育管理を行ってください

排せつは特定の場所でさせ、後始末は確実に行ってください

ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めてください

【飼い主ルール(例)】

